

# 福岡県公報

令和3年6月29日  
第 212 号

## 目次

### 告 示 (第650号 - 第657号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	4

### 公 告

○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	4
○令和3年度屋外広告物講習会について	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	5
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	5
○特定危険薬物の指定の失効	(薬 務 課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7

○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9

### 選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	9
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村支援課)	9
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	10

### 雑 報

○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	11
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	11
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	12
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	12
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	12
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	12
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	13
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	13
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	13
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	14
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	14
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	14
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	14
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	15

- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………15
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………16
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………16

**告 示**

**福岡県告示第650号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
福岡県道	瑞梅寺池田線		前	糸島市波多江294番2先から 糸島市波多江駅北一丁目717番2先まで	12.5 ～ 22.5	943.1	
			前	糸島市波多江294番2先から 糸島市波多江駅北三丁目647番3先まで	8.6 ～ 58.3	2519.5	うち一般国道202号重用延長575.0メートル、一般国道202号重用延長714.5メートル
			後	糸島市波多江294番2先から 糸島市波多江駅北一丁目717番2先まで	12.5 ～ 22.5	943.1	

			後	糸島市波多江294番2先から 糸島市波多江駅北三丁目647番3先まで	8.6 ～ 58.3	2519.5	うち一般国道202号重用延長575.0メートル、一般国道202号重用延長714.5メートル
--	--	--	---	---------------------------------------	------------------	--------	---

**福岡県告示第651号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女県道		湯辺田瀬高線	前	八女市立花町北山806番1先から 八女市立花町北山785番1先まで	6.5 ～ 23.0	270.0
			後	八女市立花町北山806番1先から 八女市立花町北山785番1先まで	6.5 ～ 23.0	270.0

**福岡県告示第652号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年6月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	湯辺田 瀬高線	八女市立花町北山806番1先から 八女市立花町北山785番1先まで

**福岡県告示第653号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 長谷2丁目（C）
- 2 区域の所在地 北九州市門司区大字門司市長谷、長谷二丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
北九州市門司区大字門司市長谷	1544番3	1号から5号まで
	1544番1	6号及び7号
北九州市門司区長谷二丁目	1544番16	8号
	1544番8	9号
	1544番56	10号
	1544番61	11号及び12号

**福岡県告示第654号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 志井鷹羽台
- 2 区域の所在地 北九州市小倉南区志井鷹羽台、大字志井字北臺
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から28号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と28号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
北九州市小倉南区志井鷹羽台	2062番7	1号、2号及び28号
	2062番1	8号、14及び15号
	2062番4	11号から13号まで
	556番4	16号から18号まで
	556番109	19号及び20号
	556番98	21号
	556番113	22号
	556番111	23号
	2063番8	24号
	2062番68	25号
	2062番34	26号
	2062番40	27号
北九州市小倉南区大字志井字北臺	2056番1	3号から7号まで、 9号及び10号

**福岡県告示第655号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	一般 国道	500号	前	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先 から 朝倉市江川1444番1先まで	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			前	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先 から 朝倉市江川1444番1先まで	8.2 ～ 219.0	5,209.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先 から 朝倉市江川1444番1先まで	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先 から 朝倉市江川1444番1先まで	8.2 ～ 262.0	5,224.0

#### 福岡県告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年6月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝倉	500号	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで

#### 福岡県告示第657号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
竹の子	久留米市御井町（別紙図面1に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面1は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 公 告

#### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営小川内地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和3年6月29日から 令和3年7月29日まで	八女市役所 黒木支所

#### 公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開催の日時及び場所

開催期日	時間	場所
令和3年8月20日	午前10時30分から 午後5時00分まで	北九州市小倉北区大手町11番4号 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ

## 2 講習の内容

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

## 3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。

## 4 受講手続及び受付期間

## (1) 受講の申込方法

- ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて、最寄りの県土整備事務所に提出すること。
- イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。
- ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

## (2) 受付期間

- ア 受講申込みの受付期間は、令和3年7月26日（月曜日）から8月6日（金曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日の受付はしない。
- イ 郵便による受講申込みは、令和3年8月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 5 その他

受講手続等の問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（電話092-643-3711）又は最寄りの県土整備事務所に行くこと。

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市新久保一丁目394番1、394番5、395番1、395番4、396番1、396番2、397番1、398番1、398番3、398番4、399番1、400番1及び400番15

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原2019番地3

株式会社GP

代表取締役 岩隈 剛士

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により古賀市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和3年6月8日古賀市告示第110号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により古賀市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和3年6月8日古賀市告示第111号）

**公告**

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効する特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 N-〔1-〔2-ヒドロキシ-2-(チオフェン-2-イル)エチル〕  
ピペリジン-4-イル〕-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類
- (2) 化学名 メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インドール-3-  
カルボキサミド]-3,3-ジメチルプタノアート及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第105号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和3年6月27日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（3工区）糟屋郡久山町大字山田字牟田々367番9から367番11まで、367番13、369番7、372番1、372番6から372番11まで、373番1から373番5まで、375番6、375番16、字草場384番1から384番6まで、385番1、385番3から385番13まで、386番1、386番3から386番8まで、387番4から387番7まで、388番1、388番3から388番

6まで、390番4から390番7まで、字石切393番336、393番337、393番347、393番360、393番384、393番393から393番414まで並びに大字猪野字牟多田1455番14、1455番17、字供日田1473番1、1473番3、1473番4、1473番12、1473番35から1473番41まで、1473番43、1473番50、1473番57から1473番59まで、1473番62、1473番110、1473番111、1473番116から1473番136まで、1473番138から1473番143まで、1485番1、1485番3及び1485番5から1485番10まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原3632番地

久山町長

西村 勝

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字原上字大蔵1571番1、1571番5、1571番7から1571番12まで1572番1及び1572番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区馬借二丁目6番6号

第一ホーム株式会社

代表取締役 津村 昭宏

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留

米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ツルハドラッグ柳川間店
- (2) 所在地 柳川市間字宮田652番 5

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・安全確保のため警察及び道路管理者との協議を十分に行って頂くようお願いします。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

- ・安全確保のため警察及び道路管理者との協議を十分に行って頂くようお願いします。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・当該地から排出される事業系一般廃棄物については、ごみの減量化、再資源化を行い、焼却する廃棄物の減量に努めて下さい。

(4) 防災・防犯対策への協力

- ・災害時の物資提供、一時避難場所としての駐車場敷地等の使用等についての協議検討をお願いします。
- ・防犯カメラの設置（道路方向）をお願いします。

(5) 騒音の発生に係る事項

- ・駐車場より発生する騒音に留意してください。
- ・近隣住民等より公害に関する苦情の申し立て等があった場合には、迅速かつ誠実に対応してください。
- ・特定施設の設置、または特定建設作業を実施する場合は、市へ届出を行い、規制基準を遵守してください。

(6) 廃棄物に係る事項等

- ・当該地から排出される事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条に基づき自己処理（柳川市の許可業者への委託を含む）等を行い

、家庭系ごみとしての排出はしないでください。

(7) 街並みづくり等への配慮等

- ・都市計画法に基づく開発許可申請及び景観法、柳川市景観条例に基づく事前協議、届出が必要です。

(8) その他

- ・浄化槽の新設並びに既存浄化槽に変更等が生じた場合は、事前協議書を提出してください。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 3 年 5 月 12 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 久留米東櫛原SC
- (2) 所在地 久留米市東櫛原町吉原64-2 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区地内	令和3年5月20日から 令和3年6月30日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区 北九州市戸畑区	令和3年6月10日から 令和3年10月29日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、柳川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条に

おいて準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（写真測量による数値地形図作成）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市	令和3年5月18日から 令和3年8月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市全域	令和3年5月21日から 令和4年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、須恵町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（写真測量による数値地形図作成）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
須恵町全域	令和3年4月28日から 令和4年3月17日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新宮町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの更新）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
新宮町	令和3年6月10日から 令和4年1月31日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
大牟田市釈迦堂地区（大牟田市大字宮崎ほか）	令和3年6月4日

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字東柿添986番1及び986番3から986番7まで

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

朝倉郡筑前町東小田1055番地1

心建築工房株式会社

代表取締役 下村 達夫

## 選挙管理委員会

## 福岡県選挙管理委員会告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和3年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和3年6月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

84,739

## 福岡県選挙管理委員会告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定

に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和3年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和3年6月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

629,615

**福岡県選挙管理委員会告示第98号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和3年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和3年6月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	27,401
北九州市小倉北区	50,839
北九州市小倉南区	58,236
北九州市若松区	22,691
北九州市八幡東区	18,618
北九州市八幡西区	69,992
北九州市戸畑区	16,088
福岡市東区	84,822
福岡市博多区	65,827
福岡市中央区	54,742

福岡市南区	71,981
福岡市城南区	34,891
福岡市早良区	59,575
福岡市西区	56,219
大牟田市	31,906
久留米市	83,164
直方市	15,624
飯塚市・嘉穂郡	39,126
田川市	12,987
柳川市	18,289
八女市・八女郡	22,859
筑後市	13,488
大川市・三潞郡	13,370
行橋市	20,224
中間市	11,726
小郡市・三井郡	20,522
筑紫野市	28,756
春日市	30,631
大野城市	27,521
宗像市	26,806
太宰府市	19,752
古賀市	16,256
福津市	18,050
うきは市	8,092
宮若市・鞍手郡	14,201

嘉麻市	10,500
朝倉市・朝倉郡	23,455
みやま市	10,405
糸島市	28,152
那珂川市	13,527
糟屋郡	62,228
遠賀郡	25,809
田川郡	21,395
京都郡	15,535
築上郡・豊前市	16,047

**雑 報**

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2386回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 800,000,000円  
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和3年10月23日から  
令和3年11月16日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 353,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 73,751,590円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 48,960,000円
- 9 受託申請期限 令和3年7月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2387回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和3年10月23日から  
令和3年11月23日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 37,136,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 22,080,000円

9 受 託 申 請 期 限 令和3年7月13日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2388回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和3年10月27日から  
令和3年11月23日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 171,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 41,261,990円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 29,600,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和3年7月13日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2389回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和3年11月24日から  
令和3年12月14日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 166,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 41,261,990円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 29,600,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和3年7月13日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2390回西日本宝くじ

- 2 発売総額及び通数 1,400,000,000円  
700万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和3年12月1日から  
令和4年1月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 665,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 129,976,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 77,280,000円
- 9 受託申請期限 令和3年7月13日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称 第2391回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円  
350万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和3年12月8日から  
令和4年1月4日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 332,500,000円

- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 66,420,200円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 38,640,000円
- 9 受託申請期限 令和3年7月13日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称 第2392回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,800,000,000円  
1組10万通 90組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和3年12月25日から  
令和4年1月18日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 793,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 164,452,090円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 110,160,000円
- 9 受託申請期限 令和3年7月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2393回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円  
1組10万通 20組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和4年1月5日から  
令和4年1月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 83,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,559,990円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 14,800,000円
- 9 受託申請期限 令和3年7月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2394回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和4年1月5日から  
令和4年2月1日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 285,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 57,509,100円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 33,120,000円
- 9 受託申請期限 令和3年7月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2395回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 900,000,000円

1組10万通 45組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和4年1月12日から  
令和4年2月1日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 396,400,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 82,871,140円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 55,080,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和3年7月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2396回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 400,000,000円  
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和4年2月9日から  
令和4年3月1日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 171,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

- 7 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 41,261,990円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 29,600,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和3年7月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2397回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 600,000,000円  
300万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和4年2月9日から  
令和4年3月8日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 285,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 55,704,000円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 33,120,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和3年7月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2398回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 800,000,000円  
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和4年3月5日から  
令和4年3月31日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 353,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 74,055,190円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 48,960,000円
- 9 受託申請期限 令和3年7月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2399回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和4年3月9日から  
令和4年3月31日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 128,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,947,290円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 22,200,000円
- 9 受託申請期限 令和3年7月13日